

目 次

第6回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表）	1
第6回大宜味村議会臨時会会議録（8月31日）	3
第6回大宜味村議会臨時会会議録（9月1日）	9

第6回大宜味村議会臨時会会議録 (会期日程表)

開会 昭和57年8月31日

会期2日間

閉会 昭和57年9月1日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
8月31日	火	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第46号～議案第52号 (検討) 提案説明 議案第46号～議案第48号 質疑、討論、採決
9月1日	水	本会議	午前10時	議案第49号～議案第52号 (検討) 質疑、討論、採決 閉 会

第6回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和57年8月31日

1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和57年8月31日 午前10時00分)

延 会 (昭和57年8月31日 午前11時09分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	11番議員 前 田 福 正 君
4番議員 山 川 保 清 君	12番議員 東 武 郎 君
5番議員 平 良 実 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
6番議員 福 地 善 雄 君	14番議員 親 川 富 二 君
7番議員 山 川 正 行 君	

3. 欠席議員 (1名)

10番議員 前 田 貞四郎 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君 建設課長 古我知 清 君
経済課長 仲 村 順 三 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 稲 福 幸 三 君 書記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第46号 謝名城林道開設工事請負契約について

日程第4 議案第47号 村営住宅宮城団地建設工事（D棟）請負契約について

日程第5 議案第48号 村営住宅宮城団地建設工事（E棟）請負契約について

日程第6 議案第49号 津波地区簡易水道工事（第1工区）請負契約について

日程第7 議案第50号 津波地区簡易水道工事（第2工区）請負契約について

日程第8 議案第51号 津波地区簡易水道工事（第3工区）請負契約について

日程第9 議案第52号 津波地区簡易水道工事（第4工区）請負契約について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。

よって、昭和57年大宜味村議会第6回臨時会は成立いたしましたので開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により議長において、3番 山城宗喜君、4番 山川保清君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時04分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は明日までの2日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は2日間と決定いたしました。

休憩いたします。

休 憩（午前10時05分）

再 開（午前10時10分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第3 議案第46号から日程第9 議案第52号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 議案第46号、本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要す。よろしく願います。

議案第47号、本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要す。よろしく願います。

議案第48号、本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要す。よろしく願います。

議案第49号、本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する

る条例第2条の規定により議会の議決を要す。よろしくお願いいたします。

議案第50号、本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要す。よろしくお願いいたします。

議案第51号、本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要す。よろしくお願いいたします。

議案第52号、本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要す。よろしくお願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時20分）

再 開（午後1時45分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第46号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第47号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第48号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩 (午後 1 時 47 分)

再 開 (午後 1 時 48 分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第46号について討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号 謝名城林道開設工事請負契約について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第47号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号 村営住宅宮城団地建設工事(D棟)請負契約について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第48号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号 村営住宅宮城団地建設工事（E棟）請負契約について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

休憩いたします。

休 憩（午後1時50分）

再 開（午後2時05分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後2時06分）

第6回大宜味村議会臨時会会議録

(第2号) 昭和57年9月1日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和57年9月1日 午前10時00分)

閉 会 (昭和57年9月1日 午前11時09分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君 建設課長 古我知 清 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 稲 福 幸 三 君 書記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第2号）

日程第1 議案第49号 津波地区簡易水道工事（第1工区）請負契約について

日程第2 議案第50号 津波地区簡易水道工事（第2工区）請負契約について

日程第3 議案第51号 津波地区簡易水道工事（第3工区）請負契約について

日程第4 議案第52号 津波地区簡易水道工事（第4工区）請負契約について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

日程第1 議案第49号から日程第4 議案第52号までを一括議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時24分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第49号、議案第50号、議案第51号及び議案第52号の一括質疑に入ります。

発言を許します。

○ 13番（平良嘉清君） 51号についてですが、この地区においては既設のパイプの位置と新設するものの位置とは競合する所があると思いますが、その調整はなされるかどうか。

○ 建設課長（古我知 清君） 既設のものにかかる場合には保全しなければいかんというふうに考えています。

○ 13番（平良嘉清君） 本管が通るのは部落内のどの所か。

○ 建設課長（古我知 清君） 高良商店の前からさしみ屋の横の通りを通りまして、海岸通りに通して大川売店前に出て4号線をずっと通すわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 前の説明で家庭への引き込みは58年度になろうかという話でしたが、その見通しについてお伺いします。

○ 建設課長（古我知 清君） 当初予定していたように、58年度までには完成したいと考えております。

○ 9番（松島重克君） 議案を見ますと仮契約もなされ着工間近に迫っているわけですが、この議案を処理するに当りまして苦慮しているところがあるわけです。と言うことはこういう時期に来ているのに関係部落でいろんな意見が出ているということなんです。

塩屋地区における村営水道の給水時期は何時頃であるのか。

○ 建設課長（古我知 清君） 59年4月までには給水したいと思っています。

○ 9番（松島重克君） 村営水道の運営についてであります。村営という名前になっておりますので当然村が運営管理に当られると思うわけですが、しかし、塩屋部落での第1回目の説明では地域の自主的な運営ということも言われておったものですから、あえてお聞きするわけですが、この津波地区の村営水道の運営等についてはどういう形でなされるか。

○ 村長（根路銘安昌君） 私といたしましては、全体的な運営を村がやっていた方がよりこの簡易水道の目的が達成出来るのではないかとということで、村で管理運営をしたいと

思っています。

○ 9番（松島重克君） 委託とかそういうことは考えないで、村直営ということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） そのとおりでございます。

○ 9番（松島重克君） 塩屋部落では最初の説明会でいろいろ聞いているものですが、村当局に村営水道についての同意書を出しているということでありますが、最近になりまして当時おっしゃっていたことと現在村がやろうとしていることと大分開きがあるので、一応出している同意書は撤回したいということでありますが、これについてご見解をお伺いします。

○ 村長（根路銘安昌君） なるべくこの地域の人達がこの水道から利用していただきたいと思うわけなんです、どうしてもそれが得られなければ止むを得ないことだと思います。

○ 9番（松島重克君） 私の今の質疑は、部落から出している同意書を撤回したいという申し入れがあった場合はどうされるかということを知っているわけです。

○ 村長（根路銘安昌君） その申し入れの段階で検討しなければいかんと思います。

○ 9番（松島重克君） 内容は出しているものを取り下げたいということなんです。その場合どうお答えになるかということなんです。

○ 村長（根路銘安昌君） その地域全体が、簡易水道をやっているのは田港、屋古、塩屋がひとつでやっているわけです。その全体の撤回であるのか。或いは一部落だけであるのか。今のご質問で分らんわけですが、いずれにしても、もしも撤回することになりますと水道関係の法に従いまして手続をしなければいかんと思っています。どうしても地域が撤回しなければいかんということでもありますならば、これは止むを得ないと思います。

○ 9番（松島重克君） 先程、全体であるのかどうかということがありましたが、じゃあ同意書はどういう形で取り付けておりますか。

○ 建設課長（古我知 清君） 各部落から取っております。

○ 9番（松島重克君） 各部落から取っておれば各部落の意思によって撤回したいという場合には各部落毎の取り扱いということになりませんか。

○ 建設課長（古我知 清君） そうなることでしょう。

○ 9番（松島重克君） そうしますと撤回したいという部落の結論が出た場合に、当局は返すことは出来ますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 一部落でありまして撤回ということになると、簡易水道事業そのものが必要ないということになるかと思うんです。でありますので、その部落全体がそういう意思であるならば撤回も受け入れなければいかんと思います。

- 9番（松島重克君） 部落の総意で撤回したいという場合は撤回出来るのかどうか。
- 村長（根路銘安昌君） 部落の総意でありましたらそういうふうな趣旨で要請があれば撤回可能であると思います。
- 9番（松島重克君） 現在の条例では村営の水道はメーターを付けるということははっきりしています。最初の部落での説明では地元が希望すればメーターを付けなくてもいけるだろうというようなお話がありました。だから今なおそれを頭に入れている旨もあるものですから確認のためにお聞きしますが、これから行なわれる村営水道はメーターを付けるのか付けないのか。
- 村長（根路銘安昌君） 計画といたしましてメーターを付ける予定はしております。
- 9番（松島重克君） これはあくまで条例にのっとってメーターを付けるということですね。
- 村長（根路銘安昌君） 付ける計画であります。
- 9番（松島重克君） 工事費にかかわる起債の元利の償還に当たっての問題でありますが、その元利償還が水道料金を引き上げる要因になった場合には一般会計から繰り入れるとおっしゃっておられますので確認しておきたいと思います。
これはやりますということをお手数ではありますが、もう一度お答えいただきたいと思います。
- 村長（根路銘安昌君） 私といたしましては繰り入れる計画であります。
- 9番（松島重克君） 水道料金がそういう配慮をしてもなおかつ高額になる場合においては、更に一般会計からの繰り入れはあるのかないのか。
- 村長（根路銘安昌君） 私といたしましては一般会計の方からそれも考えなければいかんのではないかと考えているわけです。
- 9番（松島重克君） 我々議員は条例に料金が示されているものですから、こういう具合になるだろうというように受け取っていますが、一般の方々においては条例ではこうだが説明ではこうなっているという疑問があるようですが、この辺はどうなっていますか。
- 建設課長（古我知 清君） 各部落を回っての説明会では条例の値段を私は説明して来ています。そして例を挙げて説明し、もし1日1トン当り使う家庭であれば1月に30トン使うから条例上から見た場合に1,500円になりますよというふうな説明をして来たわけです。そういうことで前の例というのは計画が変わっていたわけです。と言いますのは、田嘉里から引く計画の場合には現在ある給水タンクに全部入れる予定であったわけです。そういう観点からずっと前になりますがそういうことがまだ頭にこびりついているのではないかと思います。条例が出来て後は条例の説明と工事の内容の説明を加えて回ったわけです。

- 9番（松島重克君） 塩屋部落に1番初めに説明に来られたのは条例が制定される少し前だったと思うんですがね。その時点では田嘉里ということではなしに平南からの計画を説明されていたんですよ。勘違いではないですか。
- 建設課長（古我知 清君） その時に値段の問題まで打ち出したかは分かりません。
- 9番（松島重克君） その時には打ち出してはおられないんですが、その時に要望が出て、試算して出て来たのが300円なにかの額です。記憶ありませんか。
- 建設課長（古我知 清君） あれは断わり事項が入っていたと思うんです。人件費管理費を含まないと、電気料と薬品代だということを加えて説明やったつもりです。
- 9番（松島重克君） そういう説明があったにしても300円なにかしというところで、これは安いなという一般的な見方があったと思うんですね。そういうことが頭にありまして条例が出来たと、そしてその後の説明、議会で900円余りとおっしゃっておられますね。あの場合の額と最近塩屋で説明された額はいくらでしたか。
- 建設課長（古我知 清君） 条例どおりの説明をやりました。
- 9番（松島重克君） 議会では元利の償還は全然見込んでないというお話でしたね。この条例でも元利の償還は一切見込んでおらないということですか。
- 建設課長（古我知 清君） 元利償還までの計算ではなくして、条例の料金としてはそれを含めると今の条例の値段では合わないですよという説明をやっています。
- 9番（松島重克君） そういう説明が十分されていたですか。現在の条例は元利の償還は含まれておらないということ。
- 建設課長（古我知 清君） 含まれていないということではないんです。工事費を料金に含めた場合には都市地区でやっているような、この条例では間に合いませんと、ですから、それだけは含まれてないからこういうふうな料金になって来るのではないかというふうなことを説明しているわけです。
- 9番（松島重克君） じゃあ先程の答弁と少し違いますね。先程の答弁はこういう条例からおして換算するとああなるということでしょう。今の話では元利の償還等は含まれておらないということですね。そうすると条例とあなた方が示されている料金との内容に開きが出ています。条例を使用料に積算していくとこういう額になるという説明であったのか。或いはこれは元利の償還は含まれておりませんので、こういうものが含まれるとこういう額になりますということを示されたのか。その辺ははっきりしないんです。
- 建設課長（古我知 清君） これは数字は示しておりません。ただこういう話が出たわけです。工事費も給水を受ける人に負担させるのではないかという話が出たわけです。そうしたらこれまで含めるとこの条例料金では到底間に合いませんよという説明をやっているわ

けです。

○ 9番（松島重克君） 現在の条例の料金は村営水道の給水が開始された時点では、条例をそのまま適用するのか。

○ 村長（根路銘安昌君） 全体にメーターがいきわたらないとメーターそのもの出来ないんじゃないかと思ひまして、条例でありますように暫定料金も考えなければいかんのではないかと思います。

○ 9番（松島重克君） メーターが付いた時点では条例で定めている現在の料金を適用されて徴収されるのかということを知っているわけです。

○ 村長（根路銘安昌君） メーター付けた時点ではやはり条例どおりの料金でやらなければいかんと思います。

○ 9番（松島重克君） メーターを付けた時点というのは58年4月ということですが、そう理解してよろしいですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 給水を全部やるという計画59年4月ということになりますか、この時点でメーターが全部付けることが出来るかどうかということをはっきり申し上げることが出来ないわけです。メーターそのものは補助事業ではございませんので一般会計から持ち出してやらなければいかんということになりますと、その時の財政状況かれこれ今私共で予測すること出来ませんので、はっきり59年の給水の時点でメーターが全部取り付けられるということは申し上げることは出来ないわけです。

○ 9番（松島重克君） メーターが全体にいきわたるのが何時とはっきり申し上げられないということであれば、先程の暫定料金ということになりますね。これはどのように考えておりますか。

○ 村長（根路銘安昌君） これは給水時点までに考えなければいかんということになると思いますが、平均的な使用量を考えまして、各部落でやっているような基本的なもの、人口的なものを勘案して暫定料金もやらなければいかんのではないかと考えています。

○ 9番（松島重克君） 現在、問題の焦点はこれにあるわけです。条例制定時におきまして村営水道が給水開始された時点で現在の施設は屋敷の手前で切るという説明をなされておりましたね。ところが関係部落では村営のものも使えると、現在のものも雑用水として使うことが出来るんだという解釈に立っているわけです。そうすると我々が理解している考え方と大分違っていますね。これはどうなっていますか。

○ 建設課長（古我知 清君） これについては部落でも使わせてくれとありました。しかし、給水の目的が立派に消毒された水を供給するというのが当初の目的でありますので、家庭においては全部それから引いてもらわなければいかんと、前に議会で説明したとおりであ

ります。

それでこれは別に使わせてくれという要求があるわけですが、別に使わせてくれということはこちらから使いなさい使うなという筋合のものではないと皆さんの施設がどのように管理するかという問題であって、我々としてはそれも併用して使いなさいと言えるものではないと、何のために我々は新しい水道を引くかというふうな見解です。それでもって我々は説明して来ているわけです。

○ 9番（松島重克君） 今の答弁は前に議会であった答弁と同じであると理解しております。

前に聞きました話では屋敷内には現在の施設からの給水はさせないと、その手前で切ると、そして残った施設から引く水は地元が自主的に考えることについては当局としては干渉しないと、こういう話を伺ったことがあります。間違いございませんか。

○ 建設課長（古我知 清君） そのとおりです。

○ 9番（松島重克君） 私は家庭内の引込み工事に当りましては、一応当局が認めた業者が工事をする。そしてその場合にも資材そのものについても規格がある。こういう規格の基に家庭内引込み線はつけるというように理解しているわけですが、一方ではこういう考え方があるようでありますね。

現在家庭内に配管されたものに村営のものをつぐと、そうしますと確かにこれは工事費は安くなるわけです。私も出来ればこの方がいいと思っていますが、これは出来るのか出来ないのか。

○ 建設課長（古我知 清君） これも工事内容において説明してあります。我々としてはメーターまでは村負担としてやりますと、これの中については個人負担ですと説明してあります。そして現在の施設から引けるような施設については直結してよろしいと、もしそれが直結して破損とか漏水とかが出た場合には皆さんで負担して、当然改良すべきですよという説明をしています。

○ 9番（松島重克君） つぐ前に規格に合っているかどうか確認してからつぐわけですか。

○ 建設課長（古我知 清君） 殆んどの家庭が13ミリのパイプなんです。ですから直結出来るような状態ではあるわけなんです。が圧力関係で個人で施工したパイプがありますが、そういう場合は漏水というのが出て来ますので、そういう所につきましては取り替えしてもらうということは説明してあります。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前11時06分）

再 開（午前11時22分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午前11時23分）

再 開（午後4時19分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第49号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号 津波地区簡易水道工事（第1工区）請負契約について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第50号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号 津波地区簡易水道工事（第2工区）請負契約について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第51号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号 津波地区簡易水道工事（第3工区）請負契約について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第52号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号 津波地区簡易水道工事（第4工区）請負契約について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

休憩いたします。

休 憩（午後4時22分）

再 開（午後4時23分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

以上をもって本議会に付議された事件は全部議了いたしました。

よって、これをもって昭和57年第6回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会（午後4時24分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員（3番） 山 城 宗 喜

署名議員（4番） 山 川 保 清